

ふれあい福祉バス助成事業のご案内（令和7年度版）



『ふれあい福祉バス助成事業』とは

市内の福祉保健団体等の活動活性化や地域内の交流のきっかけづくり（小地域つどい・サロンなど）実施時に借り上げるバス等の費用の一部を助成することで地域福祉の向上を目指すものです。

※申請額が助成予算額（令和7年度350万円）に達した時点で、助成事業は終了となります。
あらかじめご了承ください。

1. 利用までの流れ

1 事業を計画する

- ① 実施日を決める
- ② 研修先等の予約
- ③ 借り上げ手段の手配
（各団体で民間バス等を探していただきます）

※ 助成金の要件に当てはまるか確認してください。（2ページ参照）



2 申請する

☆実施日の原則1か月までに社協窓口へ必ず申請してください。

【必要な書類】

- ☐ 交付申請書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 行程表
- ☐ バス見積書（原本）

（原本：社印のあるもの）

※ 各地域福祉支援室でも受付



3 受付通知

☆社協より申請受付完了通知書が届きます。

※実施日延期、助成基準変更範囲の参加者増加／減少等内容に大幅な変更があった場合は、変更申請を行ってください。

※申請額が助成予算額に達した時点で、受付した申請書は返却させていただきます。

6 助成金の受取り

☆社協より確定通知が届きます。
☆申請された口座に助成金が振り込まれ手続きが終了します。
（目安として1か月以内を予定しています）

5 助成金を請求する

☆社協窓口へ助成金請求に必要な書類を提出してください。

【必要な書類】

- ☐ 実績報告書兼交付請求書
 - ☐ 収支決算書
 - ☐ バス領収書（原本）
- （原本：社印のあるもの）
- ☐ 通帳のコピー（表紙と見開き部分）

※ 各地域福祉支援室でも受付

4 事業実施

☆借上料金を、バス会社等へお支払いください。



※ 各地域福祉支援室の連絡先は、5ページ参照

2. 助成要件など

項 目	要 件 な ど
対象団体	小地域つどい・サロン運営団体、ふれあい活動推進協議会、登録ボランティア団体、老人クラブ、障害者団体など、社協が活動を把握している市内の福祉保健団体です。
バス使用の目的	 ■ 会議、研修会、視察、大会等の事業実施または参加 <u>※ 観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合は、当事業対象外となりますのでご注意ください。</u> ■ 外出機会の少ない障害者や高齢者などの交流・社会参加の事業を実施するため ※他の助成事業との併用はできません。
乗車人数	10名以上（当日のバス乗車人数）
交付回数	1年度に2回まで（市連合団体や地区連合団体は1年度に5回まで）
使用バス	■ 民間の貸し切りバスや福祉タクシー（バスとの併用に限る）を直接借り上げてください。 ■ 乗車人数により助成率及び限度額が異なりますのでご注意ください。
助成の対象となる借上料	助成対象の借上料には、バス等の借り上げにかかる費用のみです。（消費税は含まれます。） <u>※通行料、駐車料、ガイド料、燃料代は含まれません。</u> なお、バス借上料のうち、当助成金以外の経費は自己財源で負担してください。

3. 助成金額 ※申請額が助成予算額に達した時点で、助成事業は終了となります。

使用の条件等	参加人数・バス種類	助成率（助成限度額）		備考
		1台目	2台目以降	
①老人会・老人クラブ ②登録ボランティア団体 ③ふれあい活動推進協議会 ④その他	参加人数 29 名以上かつ大型バスを使用	1/2 (40,000 円)	1/4 (20,000 円)	助成額＝借上料に助成率を乗じた額と限度額の いずれか少ない額
	参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用	1/2 (30,000 円)	1/4 (15,000 円)	
⑤障害者団体 ⑥小地域つどい・サロン運営団体	参加人数 29 名以上かつ大型バスを使用	3/4 (60,000 円)	1/2 (40,000 円)	
	参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用	3/4 (45,000 円)	1/2 (30,000 円)	
①～⑥の団体で 右記の移動手段・目的で 使用される場合	中型リフト付バス乗車定員を超える場合 （大型リフト付バス）	3/4 (70,000 円)		
	中型リフト付バス乗車定員まで	3/4 (60,000 円)		
	福祉タクシー（上記バスと併用の場合のみ）	10/10 (30,000 円)		
	災害ボランティアバス	10/10 (200,000 円)		

ふれあい福祉バス助成事業 Q & A (令和 7 年現在)



1 事業全体について

Q1. どのような団体が使えるのですか？

- A. 小地域つどい・サロン運営団体、ふれあい活動推進協議会、登録ボランティア団体、老人クラブ、障害者団体など、社協が活動を把握している市内の福祉保健団体がご利用いただけます。
- ※ 上記以外の任意団体や同窓会等での利用はできません。

Q2. 何人が利用する場合に申請できますか？

- A. 実施当日にバス等に乗車する団体の人数が「10名以上」の場合に申請できます（福祉タクシーと併用する場合は2台の合計）

Q3. 何台まで利用できますか？

- A. 1年度に2台を限度として、ご利用いただけます。
- 但し、市連合団体や地区連合団体は、1年度に5台を限度といたします。

Q4. 1団体が、1回に何台まで利用できますか？

- A. 1団体が1回で申請できる台数は、その団体の利用回数分の台数までです。なお、福祉タクシーは台数に含みません。

Q5. レンタカーのマイクロバスでも申請できますか？

- A. 団体に運転手の手配ができる場合は、レンタカーで申請することも可能です。
- 但し、レンタル基本料金のみが助成対象で、運転手謝礼金や燃料代等は対象外です。

Q6. 車いすの方が利用される場合は、どのような方法がありますか？

- A. 「リフト付バス」やバスと「福祉タクシー」を併用する方法があります。リフト付バスと福祉タクシーの併用も助成対象となります。



Q7. 福祉タクシーのみの利用でも申請できますか？

- A. 「福祉タクシー」はバス等と併用する場合のみ利用できます。福祉タクシーのみの利用はできません。

Q8. ゆったり座りたいので 15 人でも大型バスを借りていいですか？

- A. 大型バスをご利用いただいても構いませんが、この場合は「参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用」の助成率及び限度額となります。

Q9. 行楽シーズンで手配できたバスが大型バス・リフト付きバスしか手配できなかった場合の助成額はいくらですか？

- A. 大型バスしか手配できなかった場合でも、29 名以上でない場合は「参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用」の助成率及び限度額となります。また、車いすの利用者がいない場合は、リフトなしバス料金の助成率及び限度額となります。

Q10. 宿泊を伴う研修等の場合も助成の対象になりますか？

- A. バス1台で往復する場合、1日目（1台目）・2日目（2台目）と分けて助成の対象となりますので、2台のカウントになります。

Q11. 助成金の対象となる経費は何ですか？

- A. バス借上料金・レンタカーのレンタル基本料金のみが対象です。(消費税含む。) 通行料、駐車料、ガイド料、運転手謝礼金、保険料、事務取扱手数料、燃料代(レンタカーの場合)、キャンセル料等は、助成の対象外ですのでご注意ください。

Q12. バス等で事故があった場合の補償はありますか？

- A. 万一、交通事故等が発生した場合、社協では責任を負うことはできませんので、保険などに加入されることをお勧めします。

Q13. 大型バス 1 台で行ける人数ですが、密を避けるために中型バスを 2 台で借りてよいですか？

- A. 中型バスを借りていただいても良いですが、この場合は、「参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用」の助成率及び限度額となります。今年度初めてのご利用でしたら「参加人数 10 名～28 名かつ中型・マイクロバスを使用」1 台目、2 台目の助成となります。既に 1 度ご利用いただいている場合は、2 台目の助成のみとなります。

2 助成金を申請する

Q1. いつまでに申請すればいいですか？

- A. 実施日の原則 1 か月までに、社協窓口・各地域福祉支援室で申請してください。期限を超過している場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。

Q2. 行程表などは、旅行会社などが作ったものでもいいですか？

- A. 行き先等の実施目的がわかれば、旅行会社で作成したものでも構いません。



Q3. バスの見積書は、他の費用が含まれたものでもいいですか？

- A. 内訳明細等にバス料金だけの金額が明記していれば、構いません。請求申請時も同様です。

Q4. バスの見積書は、コピーでもいいですか？

- A. 原則として原本を提出していただきます。原本が必要な場合は、原本とコピーの両方をご持参ください。確認後、原本をお返しします。

Q5. 他の助成事業との併用はできますか？

- A. 他の助成事業との併用はできません。併用があった場合には、助成金を返還していただくほか、次回以降の利用を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3 申請受付完了通知書を受け取る

Q1. 申請受付完了通知書は、いつ頃もらえるのですか？

- A. 申請書受付後 1 週間程度をめどに通知します。

Q2. 申請すれば必ず助成金がもらえるのですか？

- A. 助成基準に適合しない場合は、助成金のお支払いはできませんのでご了承ください。

Q3. 申請様式は、どこでもらえますか？

- A. 社協窓口と各地域福祉支援室で配布しています。社協ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

4 事業を実施する

Q1. バス代金の支払いのため、先に助成金を受け取ることはできますか？

A. 請求の申請がある前に助成金を送金することはできません。

Q2. 台風等の天災で中止または一部変更する場合、どうすればいいですか？

A. 台風等の天災や当日参加者の減少による中止になった場合、また日程変更や行程の変更で助成金額が変わる場合は、社協窓口(各地域福祉支援室除く)で変更申請を行ってください。

5 助成金を請求する

Q1. いつ・どこへ助成金請求の申請をすればいいですか？

A. 実施後1ヵ月以内に社協窓口・各地域福祉支援室で助成金請求の申請をしてください。

Q2. バスキャンセル時のキャンセル料は、請求することができますか？

A. バス事業を実施するための助成ですので、キャンセル料は請求できません。

Q3. 領収書に全体の金額しか記載されていない場合、どうすればいいですか？

A. バスのみの金額が分かるよう、領収書とともに内訳書や請求書などを添付してください。

Q4. ゆうちょ銀行でも、振り込んでもらえますか？

A. ゆうちょ銀行の場合は、「振込用口座番号」であれば振り込みができます。

6 その他

- ・ 正当な理由がなく申請書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合や不正行為があった場合には、助成金を返還していただくほか、次回以降の利用を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 申請額が助成予算額に達した時点で、助成事業は終了となります。
あらかじめご了承ください。

～ふれあい福祉バス助成事業に関する問合せ～

【事業全般にかかる問合せ・提出先】

平日 9:00～17:30 土日祝 9:00～17:00 (年末年始除く)

〒669-1514 三田市川除675番地三田市総合福祉保健センター1階

三田市社会福祉協議会総務課総務係 総合福祉保健センター総合案内(受付)

TEL:079-559-5700 FAX:079-559-5704 E-mail:info@sanda-shakyo.or.jp

【その他提出先】 ※ 具体的な問合せは、総合福祉保健センター総合案内(受付)へお願いします

配置場所	連絡先
小野高平地域福祉支援室(高平ふるさと交流センター内)	TEL:560-8177
広野本庄地域福祉支援室(広野市民センター内)	TEL:560-5822
藍地域福祉支援室(藍市民センター内)	TEL:568-5400
フラワー地域福祉支援室(フラワータウン市民センター内)	TEL:550-9008
ウッディカルチャー地域福祉支援室(ウッディタウン市民センター内)	TEL:553-8373

※ 申請書類に不備がある場合は、後日連絡の上、再提出をお願いする場合がありますがご了承ください。